国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し②（物品販売に係るプラットフォーム課税の導入）（1／3）

一言解説　**物品販売の合計額が50億円超のプラットフォーム事業者は、プラットフォーム課税の対象となります。**

1．概要

近年、プラットフォーム経済の発展により、国境を越えたEC 取引に係る市場規模の拡大が続いています。諸外国では、プラットフォーム事業者を介した物販に対する付加価値税について、税務当局、 プロバイダー及び消費者の負担を軽減する観点から、プラットフォーム事業者に申告・納税を求める制度が導入されています。わが国においても、国内外の事業者間の競争条件の公平性と中立性の観点から、次の状況に対応するため、取引の仲介をするプラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課することとしました（**プラットフォーム課税**）。

(1)　国外事業者が、プラットフォーム事業者が管理する国内倉庫に一旦納めた商品をECサイトを通じて販売する場合（フルフィルメントサービス）は、国外事業者が国内販売に係る消費税の納税義務を負いますが、多くの無申告が生じている可能性があります。

(2)　国外事業者が、 ECサイトを通じて販売し、国内消費者に海外から商品を直送する場合は、国内消費者がその引き取り時に輸入消費税の納税義務を負いますが、少額輸入貨物は免税になります。

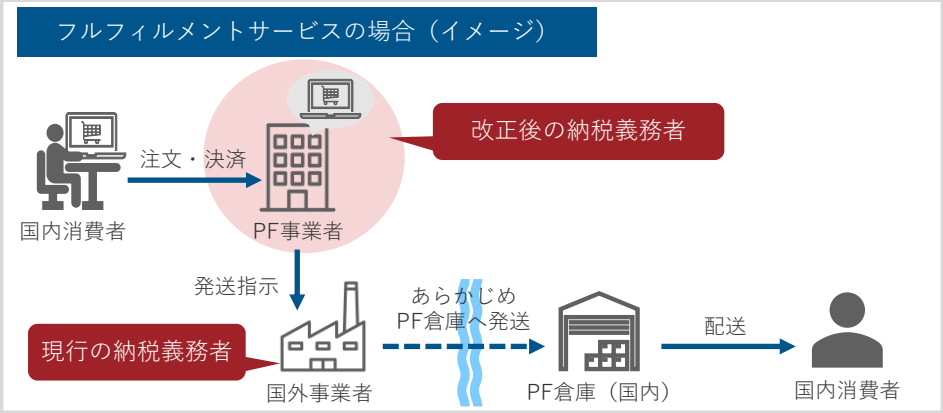

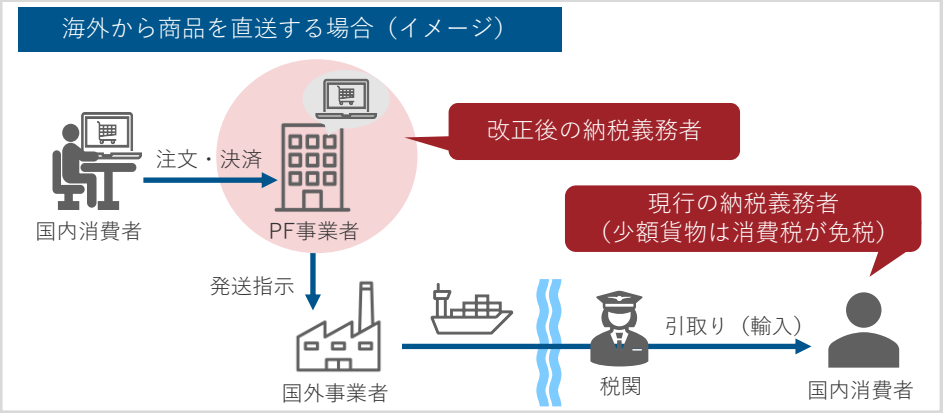

出典：経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合第３回　「説明資料〔国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題〕令和７年６月11日（水）財務省」を加工

適用時期　原則、令和10年４月１日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用します。

留意事項　地方消費税について所要の措置を講じます。

本資料の内容は、令和８年度税制改正大綱（令和７年12月19日与党公表）に基づき、弊社内にて検討のうえ概要を取りまとめたものです。今後公表される最終法案等にて本資料の内容から変更となる場合があることにご留意ください。

国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し②（物品販売に係るプラットフォーム課税の導入）（2／3）

2．物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

(1) **デジタルプラットフォーム**を介して行う次の①及び②の資産の譲渡のうち、下記(2)の指定を受けた**プラットフォーム事業者**（以下「**第２種プラットフォーム事業者**」（仮称）といいます。）を介してその対価を収受するものについては、第２種プラットフォーム事業者が行ったものとみなします。

① 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡（※）に該当するものを除きます。）

② 事業者が行う特定少額資産の譲渡（※）

（※）特定少額資産の譲渡とは、通信販売の方法により行う一の資産の対価の額が１万円（税抜き）以下で国内以外の地域から国内に宛てて発送されるものの譲渡をいいます。

（注）上記(1)の見直しに伴い、電気通信利用役務の提供に係る特定プラットフォーム事業者の名称を「第１種プラットフォーム事業者」（仮称）とします。

(2) プラットフォーム事業者のその課税期間において上記(1)の①及び②に掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が**50 億円（税込み）を超える**場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第２種プラットフォーム事業者として指定します。

(3) 第２種プラットフォーム事業者は、上記(1)の①の国外事業者が国内において行った課税仕入れ及びその国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りのうち、プラットフォーム課税の適用を受ける上記(1)の①に掲げる資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめその国外事業者の承諾を得て、その第２種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除を適用することができます。

この適用を受ける場合には、確定申告書に添付することとされている明細書に上記の仕入税額控除の明細を記載するものとします。

(4) 適用時期

① 令和９年１月１日からこの制度の見直しが行われていたものとして、同日から同年３月31 日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となるべき上記(1)の①及び②に掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額に４を乗じて計算した金額が**50億円（税込み）を超える**場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第２種プラットフォーム事業者として指定します。

この指定の効力は、令和10年４月１日に生ずることとします。

② 第２種プラットフォーム事業者の指定制度に係る手続について、所要の経過措置を講じます。

この改正は、令和９年４月１日から適用します。

本資料の内容は、令和８年度税制改正大綱（令和７年12月19日与党公表）に基づき、弊社内にて検討のうえ概要を取りまとめたものです。今後公表される最終法案等にて本資料の内容から変更となる場合があることにご留意ください。

国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し②（物品販売に係るプラットフォーム課税の導入）（３/３）

⑷　適用時期　※前頁より続き

③　前頁の①及び②を除き、前頁の⑴～⑶の規定は、令和10年４月１日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用します。

３．事業者免税点制度に係る特例

基準期間の初日が令和10年４月１日前であるときは、その基準期間の初日から「特定少額資産の譲渡（仮称）」の見直しが行われていたものとし、かつ、前頁の「２．物品販売に係るプラットフォーム課税の導入」の⑷の①及び②によりプラットフォーム課税の適用があるものとして事業者免税点制度の規定を適用します。

ただし、その基準期間の初日からその見直し等が行われていたものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、令和９年10月１日から同年12月31日までの間においてその見直し等が行われていたものとして計算した課税売上高に４を乗じて計算した金額によることを認めるほか、所要の経過措置を講じます。

本資料の内容は、令和８年度税制改正大綱（令和７年12月19日与党公表）に基づき、弊社内にて検討のうえ概要を取りまとめたものです。今後公表される最終法案等にて本資料の内容から変更となる場合があることにご留意ください。